

那珂市公共下水道事業審議会設置要綱の廃止
及び那珂市下水道事業審議会設置要綱の制定について

(1) 概 要

令和2年度会計からの地方公営企業法の適用に伴い、市長の諮問に応じるため市長部局において審議会を設置することとしている現在の審議会の要綱を廃止し、下水道事業者の職務を行う市長の諮問に応じるため下水道事業において審議会を設置することとし、新たに要綱を制定する予定である。

これにあわせて、現在の審議会においては、すでに公共下水道にとどまらず農業集落排水や浄化槽を含めて、広く本市における最適な汚水処理の手法等について審議していることに鑑み、調査審議事項を見直すとともに、名称を「下水道事業審議会」に改める。

(2) 変更箇所について

新規（案）	現行
<p><u>那珂市下水道事業審議会設置要綱</u> (設置)</p> <p>第1条 本市の<u>公共下水道事業及び農業集落排水整備事業</u>（以下「<u>下水道事業</u>」という。）の円滑な運営を図るために、<u>那珂市下水道事業審議会</u>（以下「<u>審議会</u>」という。）を設置する。 (所掌事項)</p> <p>第2条 審議会は、<u>下水道事業者の職務</u>を行う市長（以下「<u>事業者</u>」という。）の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。</p> <p>(1) <u>本市における最適な汚水処理の手法等</u>に関すること。</p> <p>(2) <u>下水道事業の早期整備及び汚水処理人口普及率向上</u>を図るための効率的方策等に関すること。</p>	<p><u>那珂市公共下水道事業審議会設置要綱</u> (設置)</p> <p>第1条 本市の<u>公共下水道事業</u>の円滑な運営を図るために、<u>那珂市公共下水道事業審議会</u>（以下「<u>審議会</u>」という。）を設置する。</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第2条 審議会は、<u>市長</u>の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。</p> <p>(1) <u>公共下水道整備区域における下水道整備の手法等</u>に関すること。</p> <p>(2) <u>公共下水道事業の早期整備、普及率向上</u>を図るための効率的方策等に関すること。</p>

- (3) 下水道受益者負担金及び農業集落排水整備事業分担金に関すること。
(4) 下水道使用料及び農業集落排水施設使用料に関すること。
(5) その他下水道事業の運営について事業者が必要と認めた事項に関すること。

第3条～第9条 (略)

(委任)

第10条 この要綱に定めるものほか、審議会の運営に関し必要な事項は、事業者が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

- (3) 下水道受益者負担金に関するこ
と。

- (4) 下水道使用料に関するこ
と。

- (5) その他公共下水道事業の運営につ
いて市長が必要と認めた事項に関する
こと。

第3条～第9条 (略)

(委任)

第10条 この要綱に定めるものほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日か
ら施行する。

附 則 (平成26年告示第8号)

この要綱は、平成26年4月1日か
ら施行する。

附 則 (平成29年告示第157号)

この要綱は、公布の日から施行す
る。

那珂市下水道事業審議会設置要綱（案）

（設置）

第1条 本市の公共下水道事業及び農業集落排水整備事業（以下「下水道事業」といふ。）の円滑な運営を図るため、那珂市下水道事業審議会（以下「審議会」といふ。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 審議会は、下水道事業者の職務を行う市長（以下「事業者」といふ。）の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 本市における最適な汚水処理の手法等に関すること。
- (2) 下水道事業の早期整備及び汚水処理人口普及率向上を図るための効率的方策等に関すること。
- (3) 下水道受益者負担金及び農業集落排水整備事業分担金に関すること。
- (4) 下水道使用料及び農業集落排水施設使用料に関すること。
- (5) その他下水道事業の運営について事業者が必要と認めた事項に関すること。

（組織）

第3条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから事業者が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者 7人
- (2) 受益者を代表する者 8人
- (3) 公募による市民 3人
- (4) 市職員 2人

（委員の任期）

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 審議会に会長及び副会長それぞれ1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 審議会の会議（以下「会議」といふ。）は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（意見の聴取）

第7条 審議会は、必要があると認めるとときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聞くことができる。

(会議の公開)

第8条 会議は、公開する。ただし、次に掲げる場合であつて会議で非公開と決定した場合は、この限りでない。

(1) 個人情報等の非開示情報が含まれる事項について、協議又は調整を行う場合

(2) 会議を公開することにより、会議の公正若しくは円滑な運営に支障が生じると認められる場合又は公益上必要があると認められる場合

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、上下水道部下水道課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、事業者が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。